

●香川県告示第509号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成21年11月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 長土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 平成21年10月15日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 東かがわ市帰来字僧洲560番4
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 6.00～6.58メートル
延長 50.16メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。